

令和7年度 第1回国民健康保険運営協議会 会議録（要約）

開催日時	令和7年7月17日（火）18:30～19:10
開催場所	江別市民会館37号室
出席委員（9名）	齋藤 嘉孝、清水 雅彦、佐々木 浩子、笹浪 哲雄、小澤 武史、佐藤 誠一、越田 益夫、白崎 美由紀、渡辺 茂樹
欠席委員（2名）	伊藤 公一、鈴木 篤
事務局（9名）	健康福祉部長、健康福祉部次長、保健センター長、国保年金課長、保健センター主査1名、国保賦課係長1名、国保年金課主査2名
議事	1 開会 2 委嘱状交付 3 市長挨拶 4 委員の紹介 5 江別市国民健康保険運営協議会会長及び会長職務代理者の選出について 6 報告事項 （1）国民健康保険の都道府県単位化と税額改定について （2）令和6年度江別市国民健康保険特別会計決算について （3）令和7年度江別市国民健康保険特別会計予算について 7 その他 8 閉会

国保年金課長	本日はお忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。 これより、令和7年度第1回江別市国民健康保険運営協議会を開会いたします。 本日の会議は、伊藤公一委員と、鈴木篤委員から欠席する旨の連絡を受けております。 江別市国民健康保険運営協議会規則に基づき、定数11名の委員中9名の出席をいただいておりますことから、本日の運営協議会は、成立していることをご報告いたします。
国保年金課長	では、まず始めに、市長より委嘱状を交付いたします。皆様の席でお渡ししますので、名前を呼ばれましたら、その場でお立ちいただいて、委嘱状をお受け取りください。
市長	（委嘱状の交付）
国保年金課長	以上をもちまして、委嘱状の交付を終了いたします。 なお、欠席された委員につきましては、後日事務局から委嘱状を交付いたします。 続いて、市長からご挨拶を申し上げます。
市長	（市長から挨拶）
国保年金課長	それでは、改選後、初めての運営協議会でありますことから、ここで本日も

	出席の委員の皆様をご紹介します。 (委員の紹介) 引き続き、事務局職員をご紹介します。 (職員の紹介)
国保年金課長	続きまして、会議次第の「５ 江別市国民健康保険運営協議会会長及び会長職務代理者の選出について」の議事に移させていただきます。 会長及び会長職務代理者につきましては、選挙によって選任されることになっておりますことから、決まるまでの間、慣例に従い、健康福祉部長が議事を進めることにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。
委員一同	異議なし。
国保年金課長	ご異議がないようですので、健康福祉部長が議事を進めさせていただきます。
健康福祉部長	会長及び職務代理者が決まるまでの間、僭越ではありますが、私が議事を進めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、議事の「会長及び会長職務代理者の選出について」を議題といたします。 まず、事務局から会長及び職務代理者の選出方法について、説明願います。
国保年金課長	会長及び会長の職務を代行する委員の選出につきましては、国民健康保険法施行令の規定によりまして、公益を代表する委員の中から、指名推選や投票により選挙することとなっております。 なお、これまでは委員からの指名による指名推選で選出を行っております。
健康福祉部長	ただいま事務局より選出の方法について説明がありましたが、慣例に従いまして、指名推選の方法としてよろしいでしょうか。
委員一同	異議なし。
健康福祉部長	ご異議がないようですので、公益を代表する３名の委員の中から、委員による指名推選をいただく方法での選挙となります。 委員の中からどなたか指名による推選をお願いいたします。
笹浪委員	会長は社会福祉に造詣の深い江別市社会福祉協議会の齋藤委員に、また、職務代理者は前任期の職務代理者と同じく組合員の多くが国保加入者である道央農業協同組合の清水委員にお願いしてはいかがかと思います。
健康福祉部長	ただいま、笹浪委員から推選があり、会長には齋藤委員を、会長職務代理者には清水委員という、ご意見がありましたが、ご異議ございませんでしょうか。
委員一同	異議なし。
健康福祉部長	ご異議なしということでございますので、会長には齋藤委員が、職務代理者には清水委員が選出されました。 齋藤委員、清水委員におかれましては、何卒よろしくお願い申し上げます。
国保年金課長	ただいま選出されました、齋藤会長と清水職務代理者は、恐れ入りますが、正面の席へ移動をお願いいたします。 それでは齋藤会長と、清水職務代理者からご挨拶をお願いいたします。
齋藤会長	(齋藤会長から挨拶)

清水職務代理者	(清水職務代理者から挨拶)
国保年金課長	これより本日の議事に入りますが、市長は、このあと、公務がありますことから、ここで退席させていただきます。
市長	(市長退出)
国保年金課長	この後の進行につきましては、齋藤会長にお願いいたします。 会長よろしく申し上げます。
齋藤会長	夜の会議ですので、速やかな議事の進行について心がけますので、皆様のご協力をお願いいたします。 なお、傍聴者が1名いらっしゃいますので、入室を許可したいと思います。
齋藤会長	それでは、改めまして、会長に就任いたしました齋藤と申します。次第に従いまして、順次議事を進めさせていただきます。 6 報告事項(1)「国民健康保険の都道府県単位化と税額改定について」を議題といたします。 事務局からの報告をお願いします。
国保年金課長	それでは、これから資料について説明させていただきますが、本日は、改選後、初めての、運営協議会でありますので、最初に、私から、国民健康保険運営協議会について、簡単に説明させていただきます。 この、国民健康保険運営協議会は、国民健康保険法第11条第2項にその設置についての定めがあり、国民健康保険事業の運営に関する事項を審議するために設置されている協議会でございます。 具体的に審議事項を申し上げますと、国民健康保険事業会計の予算、決算や国民健康保険に関する条例改正、保険税額の改定などについて、審議していただくこととなっております。 本日は、3つの報告事項があり、この後、担当から説明させていただきますが、委員の皆様のそれぞれの立場から、ご意見をいただき、お知恵を拝借したいと存じておりますので、よろしくお願いいたします。 それでは、担当から説明させていただきます。
国保賦課係長	報告事項(1)国民健康保険の都道府県単位化と税額改定について、ご説明いたします。 資料2ページをご覧ください。 国民健康保険の都道府県化について、「国民健康保険の運営は、平成30年4月に市町村単位から都道府県単位に変更」されており、これが「国保の都道府県単位化」と言われております。 また、北海道内の医療費等を道内の全市町村で負担する「納付金制度」の仕組みが導入されております。詳しくは、下段の図でご説明いたします。 図では、左側が、市町村が個別に運営していた平成29年度までの状況、右側が平成30年度以降の都道府県単位化後の状況を示しています。 まず、左側の平成29年度までの状況ですが、市町村ごとに国保が運営されており、市町村は、被保険者に対して、保険給付にあわせて、保険料の賦課、

徴収を行い、被保険者は、この賦課に応じて、保険料額の納付を行っていました。

この体制が抱える課題として、下段の枠にあるとおり、被用者保険と比較して加入者に高齢者が多く医療費水準が高いほか、所得水準が低く、保険料の負担が重いなどがありました。

また、市町村のような小さい単位での運営では、高額な医療費が発生した場合、保険給付費が増大し、保険料の地域差が大きくなるなど、小規模保険者ほど財政運営が不安定になるリスクがありました。

これら課題への対応として、平成30年度から持続可能な医療保険制度を構築するため、右側の図のとおり都道府県単位化に移行いたしました。

都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村は所得水準や加入者数等に応じた納付金を都道府県に納付する一方、保険給付費は全額都道府県から交付されることとなり、保険料の平準化や小規模保険者が抱えるリスクが分散されるなど、財政運営が安定することとなりました。

下段に、都道府県単位化後の都道府県と市町村、それぞれの役割を示していますので、ご確認ください。

3ページをご覧ください。

こちらでは、先ほどに続いて、都道府県単位化後、7年ほど経過しておりますが、北海道と江別市の国保の状況を記載しております。

まず、左側の北海道の国保についてですが、1点目として、医療の高度化等による「一人当たり保険給付費」の増加。2点目として、加入者の後期高齢者医療制度への移行と、被用者保険適用拡大による「被保険者数」の減少で、この結果、「一人当たり納付金が増加」しております。

この下段には、この状況が確認できるようグラフで示しております。

下段のグラフの「一人当たり納付金の推移」ですが、これは北海道全体の納付金の総額を、北海道全体の国保加入者数で割り返している、変化を確認するための目安の数値であり、実際の納付金は、国や道からの補助金や実施する事業により、市町村ごとに異なっております。

また、一番下に示しているとおり、北海道においては、令和12年度に同じ所得、同じ世帯構成であればこの市町村に住んでいても保険料が変わらない、全道統一保険料を目指しております。

次に、右側の江別市の国保の状況ですが、1点目として、江別市の国保税額は、平成30年の改定以来、据え置いてきましたが、北海道が示す標準保険料率は年々増加し、乖離が拡大している状況でございます。2点目として、保険税の財源不足を基金からの繰り入れで対応してきましたが、令和5年度以降、基金残高が大きく減少したこと、これらによって、令和7年度は、基金全額を繰り入れても赤字となる状況となりました。

下段には、この状況が確認できるようグラフで示しております。

この赤字を解消するために、令和7年度に税額を改定したところであり、今

	後は、令和１２年度の全道統一保険料に向けて、対応が求められることとなります。 ４ページをご覧ください。 こちらでは、昨年度に対応いたしました「令和７年度の税額改定」について、まとめております。 先ほど説明のとおり、江別市の国保財政には赤字があり、その解消のために令和７年度に税額を改定する必要があったことから、令和６年度に江別市長からこちらの運営協議会に「令和７年度の税額改定について」諮問させていただき「運営協議会で審議を行い、江別市長へ答申」をいたしました。 昨年度中の運営協議会の詳細は、左に記載のとおり３回開催しております。 審議のポイントとして、全道統一保険料に向けて、どのように引き上げるかや、北海道から指示があった基金残高の残し方など、４点あげておりますが、これらのポイントに基づき、事務局から３つの税額改定案を提示いたしました。 この３つの案について審議した結果、「今後の制度変更等に柔軟に対応できる」点と、「加入時期、期間によって不公平が生じづらい」という点から、①毎年度改定することに決定したところでございます。 この運協での審議結果により、右のとおり答申を行い、概要としてまとめております。 答申は、１月２７日に、当協議会の会長から、市長に対して手交いたしました。内容といたしましては、令和７年度の国保税額を算定する際の所得割や均等割、平等割を記載の内容とすること、施行日を令和７年４月１日とすること、また、付帯意見として「積立基金を有効活用するとともに、毎年度適切な税額を検討する」ことと、「改定にあたっては加入者等への周知について十分配慮する」ことが答申されました。 この答申を受けて市では、国保税条例を改定するため、令和７年第１回市議会定例会に提案し、議決を得て、その後、改正した国保税条例を令和７年４月１日に施行しております。 ５ページをご覧ください。 ここでは、当運営協議会に係る、本年度のスケジュールをお示ししております。 基本的には、先ほどご説明した昨年度のスケジュールと同じ流れとなります。本日の開催後は、１２月に第２回運営協議会を開催し、年をまたいで、１月に第３回運営協議会を開催する予定です。 その後、国保税条例改正のために市議会へ提案し、審議を経て、議決、４月に税額改定という流れになります。 具体的な日程は、委員の皆様と調整させていただきながら進めて参りますので、よろしくご対応をお願いいたします。 説明は以上でございます。
齋藤会長	ありがとうございます。

	ただいま、資料の説明をいただきましたけれども、この点について皆さんの方から何かご質問等ございますか。
委員一同	質疑なし
齋藤会長	それでは引き続き、6の（2）「令和6年度江別市国民健康保険特別会計決算について」及び（3）「令和7年度江別市国民健康保険特別会計予算について」の説明をお願いします。
国保年金課主査	私から（2）令和6年度江別市国民健康保険特別会計決算状況について、ご報告いたします。 資料の6ページをお開き願います。 表の左側に行番号を記載していますので、説明の際はこの番号をお示しして、説明します。 行番号1番から10番までは、歳入について、11番から18番までは歳出について、19番以降は収支などについて記載しています。 列につきましては、左から順に歳入・歳出の区分、令和5年度の決算額、令和6年度の予算現額、決算額、差引額を記載しており、一番右には、後程説明いたします、令和7年度当初予算額を記載しております。 まず令和6年度の歳入から説明させていただきます。 令和6年度の列をご覧ください。行番号1番、国民健康保険税において、予算現額との比較では、被保険者の所得状況等の変動により、4,886万5千円の増となっております。 行番号4番、国庫支出金は、東日本大震災の被災者に係る保険税及び一部負担金減免に対する補助金、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴うシステム改修や周知広報に対する補助金であり、決算額が827万5千円となっております。 行番号5番、道支出金は、保険給付費や国保事業運営に係る道からの交付金であり、保険給付費が予算時の見込より減少したため、2億3,243万7千円の減となっております。 行番号6番、一般会計繰入金は、国民健康保険特別会計の安定運営のため法律等によって一般会計から繰り入れているものであり、10億4,163万円となっております。 行番号7番、基金繰入金は、北海道から示される国民健康保険事業費納付金を納付するために必要な財源の不足分を補うために基金を取り崩すもので、令和6年度は3億231万5千円の取り崩しを行っております。 行番号8番、繰越金は、令和5年度決算における黒字額の3,496万9千円であります。 行番号9番、その他収入は、国民健康保険税の延滞金や国保資格喪失後に受診した医療費の返還金等であり、4,535万円となっております。 次に、歳出についてご説明させていただきます。行番号11番、総務費は国保運営に係る人件費や郵送料などの事務費であり、8,596万3千円となっ

ております。

行番号１２番、保険給付費は、医療費などの保険者負担分ではありますが、被保険者数減少により予算時の見込より医療費が減少したため、予算現額との比較で２億９４２万円の減となっております。

行番号１３番、国民健康保険事業費納付金は、保険税や保険税軽減に対する一般会計からの繰入金などを財源として北海道に収める納付金であり、被保険者数などにより各市町村の納付金が決定的、令和６年度の額は、３０億５，３９０万７千円であります。

行番号１４番、共同事業拠出金は、道から示された拠出金を納付するものであります。

行番号１５番、保険事業費は特定健康診査や保健指導に係る経費であり、令和６年度の決算額は、１億２，７６５万９千円であります。

行番号１６番、基金積立金は、令和５年度決算における黒字額に、令和６年度中に必要な分を差し引いた額を基金に積み立てるもので、４７７万６千円の積み立てを行っております。

行番号１７番、その他の支出は、国民健康保険税の過年度還付金や過年度交付金の返還金となっております。

この結果、歳入合計は、行番号１０番、１２０億６，７３７万７千円の決算額となり、また、歳出合計は、行番号１８番、１２０億４７０万６千円の決算額となっております。

歳入歳出差引は、行番号１９番、６，２６７万１千円の黒字となっておりますが、このうちの歳入には、行番号７番の基金繰入金と行番号８番の前年度繰越金合わせて３億３，７２８万４千円が含まれており、歳出には、行番号１６番の令和７年度以降の財源とするため、基金へ積立が３，４７７万６千円を含んでおりますので、単年度実質収支は、行番号２０番、２億３，９８３万７千円の赤字となっております。

なお、令和６年度末における基金残高は行番号２１番、２億４，１３８万２千円となっております。

決算状況の報告は、以上でございます。

引き続き、（３）令和７年度江別市国民健康保険特別会計予算の概要についてご報告いたします。

表の右端が令和７年度当初予算額であります。

まず、歳入からご説明させていただきます。

行番号１番、国民健康保険税は、北海道から示される国民健康保険事業費納付金に基づいた標準保険料率を参考に、加入世帯数の推移、加入者の所得や収納率の状況などを算定基礎として見積もりしております。「（１）国民健康保険の都道府県単位化と税額改定について」でご説明したとおり、今年度税額を改定し算定した結果、１９億２，２７９万１千円としております。

行番号４番の国庫支出金は、先ほど決算状況でご説明した補助金のほか、令

	和8年度から始まる子ども・子育て支援金制度に係るシステム整備に対する補助金が交付される予定となっております。 行番号7番、基金繰入金は、1,800万円の取り崩しを見込んでおります。 続きまして、歳出についてご説明いたします。 行番号12番、保険給付費は、過去の保険給付費の推移と被保険者数などから推計しており、89億4,825万5千円としております。 なお、保険給付費の財源については、北海道から全額が保険給付費交付金として交付されますので、仮に見込み額以上に保険給付費の支払が生じたとしても、歳入額不足にはならない仕組みとなっております。 次に、行番号13番、国民健康保険事業費納付金につきましては、北海道から提示された江別市の納付額です。 次に、行番号16番、基金積立金につきましては、基金の利息分を計上しております。 行番号17番、その他の支出につきましては、国民健康保険税の過年度還付金のほか、予備費を計上しております。 これらの結果、令和7年度国保特別会計の当初予算額は合計122億5,600万円となっております。 以上でございます。
齋藤会長	ありがとうございます。 ただいま事務局から、報告事項(2)「令和6年度江別市国民健康保険特別会計決算について」及び(3)「令和7年度江別市国民健康保険特別会計予算について」説明がございましたけれども、この報告について何かご質問等ございませんか。
委員一同	質疑なし
齋藤会長	先ほどの説明の中で、予算の国庫支出金の中に、新たに始まる子ども・子育て云々という言葉があったと思いますが、どういう内容か説明していただけますか。
賦課係長	ただいまご質問のありました子ども子育て・支援金制度というものが、令和8年度から始まるということになります。 こちらに関しましては、国保税の中に含めて、国保加入者の皆様にご負担をいただくものになります。 その用途につきましては、今、国、道の方から示されているものといましては、児童手当の抜本的な拡充ですとか、妊婦のための支援給付等々の充てられるということで、示されているものでございます。
健康福祉部次長	私から補足します。来年度の制度改正に向けたシステムの改修を行わなければなりません、今年度中に改修を行わなければなりませんので、そのシステム改修に係る費用が国から支出されるというような状況でございます。
齋藤会長	ありがとうございます。 委員の皆さんおわかりになったでしょうか。よろしいですか。他にございま

	せんか。
委員一同	質疑なし
齋藤会長	それでは、これをもちまして報告事項については、終了させていただきたいと思います。 それでは、最後に、7 その他について、委員の皆様から何かありますでしょうか。 ないようでしたら、事務局から何かありますか。
国保年金課長	次の開催についてですけれども、先ほど報告事項(1)でご説明したとおり次は12月に開催する予定となっております。 令和8年度の予算の編成方針についてご報告する他、税額改定について諮問させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。 以上です。
齋藤会長	ありがとうございます。 冒頭の資料2ページの資料で聞きたいことがあるのですが、今、全国的に国保は税方式と料方式、両方でやっていると思います。 市町村によっては税を取ったり、あるいは料で取ったりと、都道府県の方から何か統一して欲しいと言ったような考え方が示されているのでしょうか。特にそれはないのでしょうか。
国保年金課長	北海道の市町村の中で、税方式をとっているところと料方式をとっているところと様々でございます。 令和12年度以降については、税額は統一されますが税方式、料方式、これについては統一しないで、それぞれの市町村が、引き続きという形になると思いますけれども、それぞれでということで北海道からは示されています。
齋藤会長	わかりました。ありがとうございます。 それからもう1つお願いですが、次回の集まるときには、事前に資料というのは送っていただけるのでしょうか。
国保年金課長	資料につきましては開催する1週間程度前に、送付させていただきたいと思っております。
齋藤会長	ありがとうございます。 それではこれをもちまして終了したいと思います。 皆様におかれましてはご協力に感謝申し上げます。 どうもありがとうございました。 閉 会